

### 3. 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

(平成十六年七月三十日)  
(厚生労働省告示第三百八号)

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百五十条第五項の規定に基づき、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、平成十六年八月一日より施行する。

#### 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

##### 第一 本指針策定の背景と目的

- 一 「二十一世紀における国民健康づくり運動(健康日本二十一)」(平成十二年三月三十一日厚生省発健医第百十五号等)を中心とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに推進するため、健康増進法(平成十四年法律第百三号)が平成十五年五月一日に施行され、同法に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成十六年厚生労働省告示第二百四十二号。以下「健康診査等実施指針」という。)が平成十六年六月十四日に公布されたところである。

本指針は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百五十条第五項に基づき、健康診査等実施指針と調和を保ちつつ、政府管掌健康保険及び組合管掌健康保険の保険者(以下「保険者」という。)が被保険者及び被扶養者(以下「加入者」という。)を対象として行う同条第一項に規定する健康教育、健康診査その他の加入者の健康の保持増進のために必要な事業(以下「保健事業」という。)に関して、その効果的かつ効率的な実施を図るため、基本的な考え方を示すものである。

- 二 近年、生活環境の変化や高齢化の進展に伴って、疾病に占める生活習慣病の割合が増えてきており、脳卒中、心臓病、がん等の生活習慣病が死因の約六割を超えるに至っている。また、医療費に占める割合についても脳卒中、心臓病、がん等の生活習慣病が四割に近づくに至っている。

しかしながら、生活習慣病は、多くの場合、食事や運動等の日常の生活習慣を見直すことによってその発症や進行を未然に防ぐことが可能であると言われている。一方で、本人に明確な自覚症状がないまま、症状が悪化することが多いことから、本人が自らの生活習慣の問題点を発見し、意識して、その特徴に応じて、生活習慣の改善に継続的に取り組み、それを保険者等が支援していくことが必要である。

このような生活習慣の改善に向けた取組は、個々の加入者の生涯にわたる生活の質(以下「QOL」という。)の維持及び向上に大きく影響し、ひいては、老人医療費を中心とした医療費全体の適正化にも資するものである。

このようなことを踏まえ、本指針は、生活習慣病対策をはじめとして、個々の加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組について、保険者がその支援の中心となって、個々の加入者の特性を踏まえた保健事業を展開することを目指すものである。

**三 保険者をはじめとする保健事業の実施者は、本指針、健康診査等実施指針等に基づき、保健事業の積極的な推進が図られるよう努めるものとする。**

## **第二 保健事業の基本的な考え方**

### **一 保険者の役割の重視**

- 1 保険者は、加入者の立場に立って、健康の保持増進を図り、もって病気の予防や早期回復を図る役割が期待されており、保健事業についても、様々な実施主体の中でもとりわけ保険者が中心となって、個々の加入者に対し自主的な健康増進及び疾病予防の取組を働きかけるべきであること。
- 2 保険者は、個々の加入者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、その際には職場及び地域の特性にも配慮すること。また、従来、保健事業への参加率が低い傾向にあると考えられる被扶養者や小規模な事業所に使用される被保険者についても、保健事業への参加を促進するため、都道府県ごとに設ける国民健康保険(以下「国保」という。)、政府管掌健康保険及び組合管掌健康保険組合等の各保険者が協議し、連携する場(以下「保険者協議会」という。)等を活用することなどにより、他の被用者保険の保険者、国保の保険者、市町村及び地域産業保健センターと連携するなどの工夫をすること。

### **二 生活習慣病対策への重点化**

- 1 保健事業の中でも、生活習慣病対策を重視し、これにより、特に、個々の加入者が中高年齢期から高齢期となった際の QOL の維持及び向上並びに医療費の適正化を目指すこと。
- 2 生活習慣病対策としては、従来の疾病対策の中心となっていた二次予防(健康診査等による疾病的早期発見及び早期治療をいう。)や三次予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持及び回復を図ることをいう。)も重要であるが、今後は、一次予防(生活習慣を改善して健康を増進し、発症を予防することをいい、健康診査の結果等を踏まえ、特に発症予防のための指導が必要な者(以下「要指導者」という。)に対して生活習慣の改善に関する指導を行うことを含む。)を中心位置付けること。

また、要指導者をはじめとしてすべての予防段階の加入者に対して、生活習慣の改善のための対策を推進すべきこと。

なお、生活習慣病対策においては、青年期・壮年期からにとどまらず、小児期からの教育にも配慮すること。

### **三 きめ細かい保健指導の重視**

- 1 現状において保健事業の中心となっている健康診査においては、疾病的早期発見及び早期治療にとどまらず、要指導者を発見するとともに、個々の加入者に生活習慣の問題点を発見させ、意識させるという機能を重視するべきであり、健康診査の結果を踏まえた、よりきめ細かい、個々の加入者の生活習慣等の特性に応じた継続的な保健指導に重点を置くこと。
- 2 現状において保健事業の中心となっている集団を対象とした事業とともに、要指導者をはじめとした個々の加入者の生活習慣を改善するなどの自主的な取組を

支援する事業に重点を置くこと。

#### 四 地域の特性に応じた事業運営

- 1 都道府県等の地域ごとに、住民の疾病構造、健康水準、受診実態等が大きく異なり、医療費にも格差があることから、各保険者が、それぞれの地域において共同して、診療報酬明細書等を活用して医療費の分析を行い、各地域ごとの医療費の特性や加入者のニーズを把握し、共通認識を持った上で、地域の特性に応じた保健事業を行うよう努めること。
- 2 地域の関係者が連携、協力して健康づくりを行うとの観点から、地域の特性の分析や、それに応じた課題に対する保健事業の企画及び実施に当たっては、それぞれの地域において、他の被用者保険の保険者、国保の保険者や、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)に基づく老人保健事業等の実施主体である市区町村と積極的に連携、協力すること。  
また、関係者間で、各種行事や専門職研修等を共同して実施したり、施設や保健師等の物的・人的資源を共同して利用するなど、効率的に事業を行うよう努めること。
- 3 そのために、都道府県ごとに保険者協議会を設けること。また、保険者協議会の事業の実施に当たっては、内容に応じて、市区町村、都道府県及び医療関係者の参加を求めるなど、関係者と連携及び協力を図ることにより、円滑な実施に努めること。

### 第三 保健事業の内容

保険者は、本項に示す保健事業を実施するよう努めること。また、加入者が参加しやすいような環境づくりに努め、特に参加率が低い傾向にある加入者については重点的に参加を呼びかけたり、加入者の参加率を高めるために事業主に協力を要請するなどの工夫を行うこと。

なお、本指針は、今後重点的に実施すべき保健事業を示すものであり、以下の項目以外でも、保険者独自の創意工夫により、健康増進及び疾病予防の観点から、より良い保健事業を展開することを期待するものであること。

#### 一 健康教育

- 1 健康教育(対象者の生活状況等に即した生活習慣病の予防等に関する指導及び教育を実施することをいう。)は、加入者の状況に応じて、個人を対象とした健康教育、小集団を対象とした健康教育及び集団を対象とした健康教育を適切に組み合わせて、効率的な実施に努めること。
- 2 生活習慣病は生命及び健康に対して危険をもたらすものであることを示す一方で、個人の取組が生活習慣の改善につながった好事例を示すなど、具体的な事例を挙げながら、運動習慣、食習慣、喫煙、飲酒、歯の健康の保持等について、生活習慣に着目した健康管理の重要性を加入者に理解させること。また、生活習慣の改善に向けた取組の要点が具体的に分かりやすく、加入者に伝わるような工夫を行うこと。

さらに、テーマ別の教室を開催するなど、加入者が問題意識を持ちやすくなる

よう開催方法を工夫すること。

- 3 単なる知識の伝達にとどまらず、加入者が自らの生活習慣の問題点を発見し、意識して、自主的にその改善に取り組み、それを保険者が継続して支援していくといった事業の展開に努めること。
- 4 心の健康づくりは、身体的な健康と密接に関わっており、特に職域における被保険者の健康の保持増進に極めて重要であることから、保険者は、加入者への心の健康に関する正しい知識の普及啓発等を通じ、心の病気の予防、早期発見及び早期治療ができるような健康教育を推進すること。また、その際、プライバシーの保護に配慮する一方で、他の健康教育と一体的に実施するなど、心の健康に関する健康教育が利用しやすくなる工夫を行うこと。
- 5 喫煙や飲酒が健康に及ぼす悪影響については、多くの疫学研究等により指摘がなされており、職場の内外において、例えば、喫煙の弊害を具体的な数値を挙げて説明するなど、効果的な指導及び教育を行うこと。

## 二 健康相談

- 1 健康相談は、加入者の相談内容に応じ、主体性を重んじながら、生活習慣の改善をはじめとした必要な助言及び支援を行うこと。その際には、加入者の生活習慣に関する意識及びプライバシーの保護に配慮すること。
- 2 定期的に健康相談を開催し、加入者の参加を促すとともに、疾病別に行うなど、より効果的で充実したものとなるよう工夫すること。

また、実施時間に配慮する、事業所内に健康相談室を設ける、事業所の巡回相談を行う、専門の電話相談窓口を設ける、電子メールを活用する等の工夫を行い、従来健康相談を利用する機会が少なかった加入者にも利用の機会を増やすよう努めること。

- 3 加入者が心の健康に関する相談を利用しやすい環境となるよう、他の健康相談と一体的に実施するなどの工夫を行うこと。

## 三 健康診査

- 1 健康診査は、健康診査後の通知及び指導とともに、保健事業の中核的な事業の一つであり、今後とも、健康診査等実施指針に沿って、効率的かつ効果的に実施していくことが重要であること。
- 2 加入者や職場、地域の状況に応じた重点的かつ効率的な健康診査を行うため、健康診査の種類ごとに、対象者、対象年齢、検査項目等を適切に設定し、加入者に周知すること。
- 3 被扶養者の健康保持は被扶養者本人のみならず家族の健康管理にも影響する重要なものであることを踏まえ、特に被扶養者の健康診査については、受診が容易になるよう、健康診査の場所、時期及び期間に配慮したり、他の被用者保険の保険者と共同実施する等の工夫を行うこと。

また、市区町村等が実施する保健事業の情報を加入者に提供するなど、市区町村等と連携、協力することによって、受診率が向上するよう努めること。

- 4 四十歳以上の者を対象とする健康診査については、加入者が、少なくとも老人保健事業における健康診査と同程度又はそれ以上の内容の健康診査を受診できる

ようによること。

## 5 検査項目及び検査方法の設定及び見直し

- (一) 検査項目及び検査方法については、科学的知見の蓄積等を踏まえて設定及び見直しを行うこと。そのため、保険者は、一般に入手可能な手段により、他の実施者の実施状況、医学的に有効な検査項目及び検査方法等、必要な情報収集を行うこと。
- (二) 検査項目及び検査方法の設定又は見直しを他の事業者に委託する場合には、委託契約において、当該事業者が必要な情報収集を行い、検査項目及び検査方法を適切に見直すことを求めるとともに、それを適切に管理すること。

## 四 健康診査後の通知及び指導

- 1 健康診査を行った場合には、速やかに、治療を要する者及び要指導者の把握をはじめとして、対象者の健康水準の把握及び評価を行うこと。また、保険者以外の者が健康診査を行う場合でも、事後の指導を有効に行うため、必要な範囲で、結果の把握に努めること。
- 2 健康診査の結果の通知については、医師、保健師等の助言及び指導を得て、治療を要する者に対して必要に応じ医療機関での受診を勧めるとともに、経年的な変化を分かりやすく表示したり、生活習慣等に関する指導事項を添付するなど、加入者に自らの生活習慣等の問題点を発見、意識させ、療養及び疾病予防に効果的につながるような工夫を行うこと。また、個人情報保護に配慮しつつ、事業所内の電子メールを活用するなど、確実で効果的な通知方法を工夫すること。
- 3 健康診査の結果等を踏まえ、生活習慣の改善が必要な者については、心身の状況及びその置かれている環境に応じて、継続的な指導を行うこと。

その際には、個人を対象とした指導、小集団を対象とした指導、集団を対象とした指導等、加入者の状況に応じて、効果的かつ効率的な方策をとること。

また、例えば、禁煙等の健康づくりに努めた加入者に対する表彰を行う取組等、個々の加入者が継続して参加する動機づけが得られるような工夫を行うこと。

## 五 訪問指導

- 1 保健指導については、特定の会場を設けたり、事業所を訪問して実施する方法のほか、要指導者の心身の状況、置かれている環境、受診状況等に照らし、必要に応じて居宅を訪問して指導するよう努めること。その際には、例えば、他の保険者等と連携、協力するなど、効率的に行うよう工夫すること。
- 2 居宅等における訪問指導を実施する場合には、おおむね次の事項に関する指導を必要に応じて本人又はその家族に対し行うこと。
  - (一) 生活習慣病等の予防に関する指導
  - (二) 保健医療サービス、福祉・介護サービス等の活用方法に関する指導
  - (三) 在宅における療養方法に関する指導
  - (四) 心の健康づくりに関する指導
- 3 特に、複数の医療機関を重複して受診する加入者については、その事情を十分に聴取し、必要に応じて適切な受診につながるような助言及び指導を行うこと。  
また、継続的な治療が必要であるにもかかわらず、受診しない加入者について

も、その事情を十分に聴取した上で、適切な助言及び指導を行うこと。その際には、必要に応じて、医療機関と十分な連携を図ること。

- 4 居宅等における訪問指導を実施する場合には、老人保健事業との重複を避けるために実施の実態を把握するなど、市区町村と連携、協力して、効率的な実施に努めること。

#### 第四 事業実施上の留意事項

保険者が保健事業を実施するに当たっては、特に以下の事項に留意すること。

##### 一 保健事業の担当者

- 1 第三に掲げられた保健事業を実施する際には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等、生活習慣病の予防等に関し知識経験を有する者をもって充てること。
- 2 担当者の資質の向上のため、加入者の生活習慣の改善等に向けた取組の目的及び内容を理解させ、さらに知識及び技術を習得させるため、定期的な研修を行うこと。その際には、効果的な研修を行うため、他の保険者等と共同して行うことにも有効であること。

##### 二 職域及び地域におけるリーダー的人材の育成

一に掲げた直接の事業担当者のほかにも、職域及び地域のそれぞれにおいて、保険者による保健事業の目的及び内容を理解し、個々の加入者の保健事業への積極的な参加を呼びかけ、生活習慣の改善等に向けた取組を支援するリーダー的な人材の育成に努めること。地域における人材の育成に当たっては、保険者協議会等の場を通じて、他の保険者や市区町村との連携に努めること。その際、必要に応じて、既存の制度や活動(例えば、健康保険組合の健康管理委員(各職場ごとに健康管理に関する情報、知識等を広く被保険者等に周知し、保健事業の有効かつ円滑な実施を図るため、被保険者の中から委嘱された者をいう。)や地域のボランティア活動)も活用すること。

##### 三 委託事業者の活用

- 1 よりきめ細やかな保健事業を行うために委託事業者を活用することも可能であること。

その際は、事業が実効を上げるよう、保健や医療に関する専門家を有し、保健指導を効果的に行うノウハウを有するような一定の水準を満たす者に委託すること。

特に、個人を対象とした指導や小集団を対象とした指導等においては、保険者において企画及び調整を行うことを前提に、実際の指導に当たっては外部の保健師等の専門職に委託することも有効であること。

- 2 委託を行う際には、効果的な事業が行われるよう、委託事業者との間で、保健事業の趣旨や加入者への対応について、事前に十分に協議を行い、共通の認識を得ておくこと。

##### 四 保健事業の実施計画の策定

- 1 健康診査の結果、受診状況、医療費の状況等から、加入者の健康状況について

分析を行い、また、加入者の健康に関するニーズを把握することにより、重点的に取り組むべき中長期的な課題を設定した上で、各年度において、保健事業の実施計画を策定すること。同計画においては、課題を解決するための事業の内容、実施要員、実施施設等を定めること。その際は、都道府県健康増進計画等との整合性を図るよう努めること。

また、分かりやすい形で、ホームページ等を通じて、公表すること。

- 2 各年度において事業の評価を行い、これを活用することにより次年度以降の事業がより効果的かつ効率的なものとなるように努めること。また、中長期的な事業の評価を行い、これも踏まえること。こうした定期的な評価を行う際には、傷病の出現率や、加入者の生活習慣の変化といった客観的なデータ等に基づいた検討を行うことが望ましいこと。

## 五 健康情報の継続的な管理

- 1 健康情報を継続させていくことが、加入者の健康の自己管理に役立ち、疾病の予防及び進行の防止の観点からも重要であること。

健康情報の管理は、健康の自己管理の観点から本人が主体となって行うことが原則であるが、保険者は、健康診査の結果、保健指導の内容、主な受診歴等、個々の加入者に係る健康情報を、少なくとも五年間程度、継続して保存及び管理し、必要に応じて活用することにより、加入者による自己の健康管理や疾病の予防及び進行の防止の取組を支援するよう努めること。

- 2 健康情報の提供の際の手続等については、第三者に提供する場合には、原則としてあらかじめ加入者本人の同意を得るなど、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)によること。

なお、保険者が保健事業により得た被保険者の健康に関する情報を、事業主に提供する場合には、保険者が事業主に代わって行った労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に基づく事業により得られた情報以外は、原則として本人の同意を必要とすること。

- 3 保険者を異動する際において、加入者が希望する場合には、異動元の保険者が保存及び管理をしている健康情報を加入者に提供するとともに、異動先の保険者に同情報を提供するように加入者に対し勧奨すること。

さらに、健康情報の継続的な管理に資するよう、既存の健康手帳等を活用し、健康診査の記録を綴じ込める記録簿を新たに発行するなど、必要に応じて工夫を行うこと。

## 六 事業主との関係

- 1 十分な保健事業を実施することができるよう、事業主又は事業主の代表者等(以下「事業主等」という。)に対して、保健事業の内容、実施方法を事前に十分に説明し、加入者が参加しやすい実施時間及び場所を確保することにより、保健事業に参加しやすい職場環境を醸成すること等について、事業主等の協力が得られるよう努めること。

- 2 職場における禁煙など、個々の加入者が健康づくりに自主的に取り組みやすい環境が職場において実現するよう、必要に応じて、事業主等に働きかけること。

3 保険者が行う保健事業は、事業主が行う福利厚生事業や労働安全衛生法に基づく事業と密接な関係があることから、特に健康保険組合においては、各保険者は、その実施に当たっては、それぞれの役割分担を含めて、事前に事業主等と十分な調整を行い、効率的な実施に努め、さらに、被保険者の健康水準の維持及び向上に役立てるため、例えば、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果を、本人の同意を前提として、提供してもらうよう事業主等に依頼するなど、労働安全衛生法に基づく事業との積極的な連携に努めること。